

途上国における知的財産権についての基本的な考え方

背景

研究開発の成果を知的財産権により保護することは、革新的な新薬や新技術を創出するために不可欠です。私たちは、一部の途上国において、様々な相互に関連する要因により治療へのアクセスが阻害され得ることを認識する一方で、知的財産権が保健医療へのアクセス（Access to Health）を制限する要因であるとは考えていません。むしろ知的財産権による保護は、新薬や新技術を創出する研究開発を促すことにより医薬品へのアクセスを向上させると考えます。

基本的な考え方

アステラスは、国連の定める Least Developed Countries (LDCs)*¹ および世界銀行の定める Low Income Countries (LICs)*² において特許出願および特許権の行使を行いません。私たちは、これらの国が社会的、経済的な問題に対処するためにおいて、「TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言*³」が許容する柔軟性の対象となり得ることを認識しています。なお、LDCs は 2033 年まで TRIPS 協定の履行義務を免除されており、アステラスはこれを支持します。また、アステラスは、保健衛生の課題は製薬産業を含む多様な関係者が共有する責務であると認識しており、差し迫った保健衛生の課題に対処するため、その他の途上国においても、個別の事案に応じて柔軟な特許権実施許諾を検討します。

アステラスは、革新的な新薬や技術の創出によって患者さんの健康を改善できると信じています。また、強制実施権は、国家緊急事態やその他の緊急事態において、他に代替手段がなくやむを得ない場合のみに、国際的なルールに則り発動されることが妥当であると考えます。TRIPS 協定第 31 条の 2 に反映されているドーハ宣言は、知的財産権および、最も緊急性の高い公衆衛生の危機に直面している LDCs や LICs へ命を救う医薬品を届ける必要性を支えるための基盤です。

参考資料

1. 国連の定める LDCs
http://www.un.org/en/development/desa/policy/cdp/ldc_info.shtml
2. 世界銀行の定める LICs
<http://data.worldbank.org/income-level/LIC>
3. TRIPS 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言
https://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min01_e/mindecl_trips_e.htm
4. 知的財産権に関するポリシー
5. 保健医療へのアクセス（Access to Health）についての基本的な考え方